

MY企業年金通信

区分	DB	DC	PBO	その他
内容	法令等	制度	運用	その他
必須ご対応 事項(※)	あり		なし	

※事業主及び企業年金基金にてご対応いただく必要がある
題材が含まれている場合に「あり」と表示しています。

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律 の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令の公布 に伴うDBへの影響について

※当資料での略号

- ・確定給付企業年金＝DB、規約型企業年金＝規約型DB、確定拠出年金＝DC、企業型年金＝企業型DC、個人型年金＝個人型DC
- ・企業年金連合会＝企年連、国民年金基金連合会＝国基連、中小企業退職金共済＝中退共
- ・確定給付企業年金法＝DB法、確定給付企業年金法施行令＝DB令、確定給付企業年金法施行規則＝DB規則
- ・確定拠出年金法＝DC法、確定拠出年金法施行令＝DC令、確定拠出年金法施行規則＝DC規則
- ・通知「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について」
(平成14年3月29日年企発第0329003号・年運発第0329002号)＝承認認可通知
- ・通知「企業年金等の通算措置に係る事務取扱準則について」(平成17年7月5日年企発第0705001号)＝事務取扱準則
- ・通知「企業年金制度と中小企業退職金共済制度間の移行に係る事務取扱準則について」
(平成30年2月5日年企発0205第1号)＝企業年金制度と中退共間の移行に係る事務取扱準則

2021年11月

明治安田生命

◆令和3年8月6日付で改正政令(注1)が、令和3年9月27日付で改正省令(注2)が公布、両日付で関連する通知(注3)が、令和3年9月27日付で関連する事務連絡(注4)が発出され、既に法律改正で可能となっていた次の(1)及び(2)に関して所要の規定の整備が行われました。これに伴い、(1)に関する条項をDB規約に記載することが必要となりました。

(1)終了したDBから個人型DCへの残余財産の移換

(2)退職等に伴う企業型DCから企年連への個人別管理資産の移換

◆改正内容は、パブリックコメントの内容から変更ありません(注5)。

◆施行時期は、令和4年5月1日です。

(注1)政令(令和3年政令第229号) <https://kanpou.npb.go.jp/old/20210806/20210806g00182/20210806g001820008f.html>

(注2)省令(令和3年厚生労働省令第159号) <https://kanpou.npb.go.jp/old/20210927/20210927g00218/20210927g002180038f.html>

(注3)通知『(注1)政令』の公布について(令和3年8月6日保発0806第1号・年発0806第1号)

<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T210810T0080.pdf>

通知『(注2)省令』の公布について(令和3年9月27日年発0927第2号)

https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kinki/gyomu/bu_ka/nenkin/000203173.pdf

通知『DB制度について』の一部改正について(令和3年9月27日年発0927第3号)

https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kinki/gyomu/bu_ka/nenkin/000203165.pdf

通知『DBの規約の承認及び認可の基準等について』等の一部改正について(令和3年9月27日年企発0927第1号)

https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kinki/gyomu/bu_ka/nenkin/000203166.pdf

(注4)事務連絡『DB規約例』の一部改正について(令和3年9月27日)

https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kinki/gyomu/bu_ka/nenkin/000203167.pdf

(注5)この改正に関するパブリックコメントの結果も公示されています(パブリックコメントから変更なし)

政令 <https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000223392>

省令 <https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000225154>

(1) 終了したDBから個人型DCへの残余財産の移換

◆終了したDBから個人型DCへの残余財産の移換の施行により、以下の対応が必要

必須

(1)-①事業主等(注1):DB規約の変更

(1)-②〃:DB終了して中退共へ積立金等の移換をする際のDB対象申出同意者(注2)以外の者への説明

(2)清算人:国基連への終了制度加入者等(注3)に係る必要事項の書面(又は磁気ディスク)による提出

(3)国基連:終了制度加入者等への必要事項を記載した通知書の送付

(1)-①DB規約の変更

- ・終了したDBから個人型DCへの残余財産の移換の施行により、DB規約の変更(条項の追加等)が必要
- ・追加条項は「国民年金基金連合会への残余財産の移換」、その他に所要の規定の整備

(1)-②DB終了して中退共へ積立金等の移換をする際のDB対象申出同意者以外の者への説明

- ・DB法第82条の5第1項の規定によりDB終了して中退共へ積立金等を移換する際に、DB対象申出同意者以外の者のうち個人型DC加入者の資格取得(予定)者へ国基連への残余財産の移換の選択肢がある旨を説明

(2)国基連への終了制度加入者等に係る必要事項の書面(又は磁気ディスク)による提出

- ・終了制度加入者等から申出があった場合は、終了したDBの清算人は次の事項を記載した書面(又は磁気ディスク)を国基連に提出
 - ① 氏名、性別、生年月日、基礎年金番号
 - ② 残余財産の額、終了したDBの加入者の資格の取得年月日・喪失年月日

(3)終了制度加入者等への必要事項を記載した通知書の送付

- ・国基連は、残余財産の移換を受けたときは次の事項を記載した通知書を終了制度加入者等に送付
 - ① 残余財産の移換を受けた年月日及びその額
 - ② 通算加入者等期間に算入される期間

(注1)事業主又は企業年金基金 (注2)合併等によりDBの加入者資格を喪失した者のうちDB法第82条の5第1項の同意を得た者

(注3)DBが終了した日において当該DBを実施する事業主等が給付の支給に関する義務を負っていた者をいい、遺族給付金の受給権を有していた者を除く

新設

(国民年金基金連合会への残余財産の移換)

第〇〇条^(注2)の2 終了制度加入者等は、個人型年金加入者の資格を取得したときは、清算人に、残余財産の国民年金基金連合会への移換を申し出ることができる。

2 前項の申出があったときは、本制度の資産管理運用機関は、国民年金基金連合会に当該申出に係る残余財産を移換する。

3 国民年金基金連合会が前項の規定により残余財産の移換を受けたときは、第△△条^(注3)第1項の規定の適用については、当該残余財産は、当該終了制度加入者等に分配されたものとみなす。

(注1)事務連絡「『確定給付企業年金規約例』の一部改正について」(令和3年9月27日)

https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kinki/gyomu/bu_ka/nenkin/000203167.pdf

(注2)連合会(=企年連。次ページにおいて同じ)への残余財産の移換を規定している条数

(注3)残余財産の分配を規定している条数

(注4)新設された(国民年金基金連合会への残余財産の移換)条項は、全てのDBの規約に規定することが必要

(注5)規約変更は、DB規則第10条第6号又は第18条第3号に該当して届出不要

(注6)規約変更は、特に軽微な変更(DB規則第7条第2項第7号)に該当し、DB法第74条第2項に規定する労働組合等の同意不要(規約型DB)
DB令第12条第4項に該当すれば理事長専決可能(企業年金基金)

(注7)「年金数理に関する確認」の書類は不要

(注8)規約変更は、令和4年5月1日以降速やかに行うことが必要であるが、次回規約変更に併せて行うことも可能。ただし、遅くとも制度終了(解散)する前に規約変更を行うことが必要

(注9)DB法及びDB規則の改正に伴い、DB法第91条の26、規則第96条の9又は規則第96条の11が規定されている条項がある場合は、それぞれ法第91条の27、規則第96条の10又は規則第96条の12に変更

法令改正に伴うDB規約変更例(規約型の例)

変更後

(確定拠出年金への脱退一時金相当額の移換)

第〇〇条 本制度の中途脱退者は、企業型年金加入者(確定拠出年金法(平成13年法律第88号)第2条第8項に規定する企業型年金加入者をいう。)又は個人型年金加入者(同条第10項に規定する個人型年金加入者をいう。**以下同じ。**)の資格を取得したときは、本制度の事業主に当該企業型年金の資産管理機関又は同法第2条第5項に規定する連合会(以下「国民年金基金連合会」という。)への脱退一時金相当額の移換を申し出ることができる。

2～5 (略)

(連合会への残余財産の移換)

第〇〇条 終了制度加入者等(本制度が終了した日において事業主が老齢給付金の支給に関する義務を負っていた者に限る。以下この条**及び次条**において同じ。)は、清算人に、残余財産(前条第1項の規定により各終了制度加入者等に分配される残余財産をいう。以下この条**及び次条**において同じ。)の連合会への移換を申し出ることができる。

2～3 (略)

変更前

(確定拠出年金への脱退一時金相当額の移換)

第〇〇条 本制度の中途脱退者は、企業型年金加入者(確定拠出年金法(平成13年法律第88号)第2条第8項に規定する企業型年金加入者をいう。)又は個人型年金加入者(同条第10項に規定する個人型年金加入者をいう。)の資格を取得したときは、本制度の事業主に当該企業型年金の資産管理機関又は同法第2条第5項に規定する連合会(以下「国民年金基金連合会」という。)への脱退一時金相当額の移換を申し出ることができる。

2～5 (略)

(連合会への残余財産の移換)

第〇〇条 終了制度加入者等(本制度が終了した日において事業主が老齢給付金の支給に関する義務を負っていた者に限る。以下この条において同じ。)は、清算人に、残余財産(前条第1項の規定により各終了制度加入者等に分配される残余財産をいう。以下この条において同じ。)の連合会への移換を申し出ることができる。

2～3 (略)

◆退職等に伴う企業型DCから企年連への個人別管理資産の移換を実施する場合は、企年連は以下を対応

- (1) 企年連の規約の変更(個人別管理資産の移換を受ける旨等を記載)
- (2) 企業型DC加入者であった者の求めがあった場合に次の事項について説明
 - ・企業型DC加入者であった者に係る企年連の給付に関すること
 - ・個人別管理資産の移換の申出の手続き
 - ・個人別管理資産の移換に係る判断に資する必要なこと
- (3) 個人別管理資産の移換を受けたときは、企業型DC加入者であった者又はその遺族への次の事項を記載した通知書の送付
 - ・企年連が個人別管理資産の移換を受けた年月日及びその額
 - ・企年連が支給する老齢給付金又は遺族給付金の概要
- (4) 企年連が給付の支給に関する義務を負っている者に関する原簿に記載する事項に次を追加
 - ・個人別管理資産を企年連に移換した企業型DCの資産管理機関に係る事業主の名称
 - ・個人別管理資産の額の算定の基礎となった期間
 - ・個人別管理資産の移換を受けた年月日及びその額
 - ・企業型DC加入者であった者が負担した掛金の合計額に相当する額(負担した場合)

法令改正の概要（条文を一部整理加工）

該当法令	改正内容	
DB令 第65条の20	企業型DC加入者であった者への企年連の説明義務（新設）	
	企年連は、企業型DC加入者であった者の求めがあったときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該企業型DC加入者であった者に係る企年連の給付に関する事項その他個人別管理資産の移換に関して必要な事項について、当該企業型DC加入者であった者に説明しなければならない。	
第65条の22	積立金を移換する場合における加入者期間等の取扱い	
（赤字が改正部分）	改正後	改正前
	DBの資産管理運用機関等が、DB法第91条の27第1項の規定により積立金の移換を受けたときは、当該DBの事業主等は、中途脱退者等に係るDB法第91条の19第2項の規定により企年連に移換された脱退一時金相当額の算定の基礎となった期間、DB法第91条の20第1項の終了したDBの加入者期間又はDC法第54条の5第2項の規定により企年連に移換された個人別管理資産の算定の基礎となった期間の全部又は一部を、厚生労働省令で定めるところにより、当該中途脱退者等に係る加入者期間に算入するものとする。	DBの資産管理運用機関等が、DB法第91条の26第1項の規定により積立金の移換を受けたときは、当該DBの事業主等は、中途脱退者等に係るDB法第91条の19第2項の規定により企年連に移換された脱退一時金相当額の算定の基礎となった期間又はDB法第91条の20第1項の終了したDBの加入者期間 の全部又は一部を、厚生労働省令で定めるところにより、当該中途脱退者等に係る加入者期間に算入するものとする。
【参考】 DC令 第26条の2	移換の申出があった旨の通知（新設）	
	DC法第54条の5第1項の規定により個人別管理資産の移換の申出を受けた企業型DCの資産管理機関は、当該個人別管理資産の企年連への移換の申出があった旨を、企年連へ通知しなければならない。	

（注）年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和3年政令第229号）

<https://kanpou.npb.go.jp/old/20210806/20210806g00182/20210806g001820008f.html>

法令改正の概要（条文を一部整理加工）

該当法令	改正内容
DB規則 第96条の7	残余財産の個人型DCへの移換の申出等（新設） DB法第82条の4第1項の規定による残余財産の移換の申出があったときは、当該申出を受けた終了したDBの清算人は、当該申出を行った終了制度加入者等（同項に規定する終了制度加入者等をいう。以下この条において同じ。）に係る次の各号に掲げる事項を記載した書類又はこれらの事項を記録した磁気ディスクを、国基連に提出するものとする。 - 一 氏名、性別、生年月日及び基礎年金番号 - 二 残余財産の額並びに終了したDBの加入者の資格の取得及び喪失の年月日 2 DB法第82条の4第4項の規定による通知は、次の各号に掲げる事項を記載した通知書を当該終了制度加入者等に送付することによって行うものとする。 - 一 国基連が残余財産の移換を受けた年月日及びその額 - 二 DC法第74条の2第2項の規定により同法第73条において準用する同法第33条第1項の通算加入者等期間に算入される期間

（注）年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令
（令和3年厚生労働省令第159号）

<https://kanpou.npb.go.jp/old/20210927/20210927g00218/20210927g002180038f.html>

法令改正の概要（条文を一部整理加工）

該当法令	改正内容	
DB規則 第104条の14 (赤字が改正部分)	給付金の額の算定に関する基準	
	改正後	改正前
	DB令第65条の14の規定による給付金の額の算定に当たって用いられる予定利率及び予定死亡率は、積立金の運用収益及び企年連が年金給付又は一時金の支給に関する義務を負っている中途脱退者、<u>終了制度加入者等(中略)又は企業型DC加入者であった者(DB法第91条の23第1項に規定する企業型DC加入者であった者をいう。以下同じ。)</u>の死亡の状況に係る予測に基づき合理的に定めたものでなければならない。 <u>2 DB法第91条の19第3項、第91条の20第3項若しくは第91条の23第1項の規定により企年連が支給する老齢給付金若しくは遺族給付金の額、DB法第91条の21第3項の規定により企年連が支給する障害給付金若しくは遺族給付金の額又はDB法第91条の22第3項の規定により企年連が支給する遺族給付金の額は、それぞれ当該給付の原資となるDB法第91条の19第3項、第91条の20第3項、第91条の21第3項、第91条の22第3項又は第91条の23第1項の移換金の額から事務費を控除した額が0以下である場合には、0とする。</u>	DB令第65条の14の規定による給付金の額の算定に当たって用いられる予定利率及び予定死亡率は、積立金の運用収益及び企年連が年金給付又は一時金の支給に関する義務を負っている中途脱退者<u>又は</u>終了制度加入者等(中略) の死亡の状況に係る予測に基づき合理的に定めたものでなければならない。

法令改正の概要（条文を一部整理加工）

該当法令	改正内容	
DB規則 第104条の17 (赤字が改正部分)	老齢給付金又は遺族給付金の支給等の通知等	
	改正後	改正前
	1～2（略） <u>3 DB法第91条の23第2項の規定による通知は、次の各号に掲げる事項を記載した通知書を企業型DC加入者であった者又はその遺族に送付することによって行うものとする。</u> 一 <u>企年連が個人別管理資産の移換を受けた年月日及びその額</u> 二 <u>企年連が支給する老齢給付金又は遺族給付金の概要</u> <u>4 DB法第91条の19第6項（DB法第91条の20第6項、第91条の21第5項、第91条の22第8項及び第91条の23第3項において準用する場合を含む。）の規定による公告は、企年連の事務所の掲示板に掲示して行うものとする。</u>	1～2（略） <u>3 DB法第91条の19第6項（DB法第91条の20第6項、第91条の21第5項及び第91条の22第8項において準用する場合を含む。）の規定による公告は、企年連の事務所の掲示板に掲示して行うものとする。</u>

法令改正の概要（条文を一部整理加工）

該当法令	改正内容	
DB規則 第104条の20 (赤字が改正部分)	中途脱退者等に関する原簿	
	改正後 DB令第65条の16において準用するDB令第20条第1項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。 一～二（略） <u>三 個人別管理資産を企年連に移換した企業型DCの資産管理機関に係る事業主（DC法第3条第3項第1号に規定する事業主をいう。）の名称</u> <u>四 脱退一時金相当額の算定の基礎となった期間、終了したDBの加入者の資格の取得及び喪失の年月日</u> <u>又は個人別管理資産の額の算定の基礎となった期間</u> <u>五～九（略）</u> <u>十 DC法第54条の5第2項の規定により企年連が個人別管理資産の移換を受けている場合にあっては、当該移換を受けた年月日及びその額</u> <u>十一 企業型DC加入者であった者が負担した掛金がある場合にあっては、当該負担した掛金の合計額に相当する額</u>	改正前 DB令第65条の16において準用するDB令第20条第1項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。 一～二（略） <u>三 脱退一時金相当額の算定の基礎となった期間</u> <u>又は</u> 終了したDBの加入者の資格の取得及び喪失の年月日 <u>四～八（略）</u>
第104条の22	企業型DC加入者であった者への企年連の説明義務（新設） DB令第65条の20の規定により企年連が企業型DC加入者であった者に個人別管理資産の移換に関して必要な事項について説明するときは、DC法第54条の5第1項の規定による個人別管理資産の移換の申出の手続その他個人別管理資産の移換に係る判断に資する必要な事項を説明しなければならない。	

法令改正の概要（条文を一部整理加工）

該当法令	改正内容	
【参考】 DC規則 第15条 （赤字が改正部分）	企業型DC加入者等原簿の作成及び保存	
	改正後	改正前
	DC法第18条第1項の厚生労働省令で定める事項は、当該企業型記録関連運営管理機関等の行う記録関連業務に係る次に掲げる事項とする。 一～十一（略） 十一の二 DC法第54条の4第2項若しくは第54条の5第2項又は中小企業退職金共済法第31条の3第1項の規定によりDB、<u>企年連</u>又は退職金共済に個人別管理資産の移換を行ったことがあるときは、その制度の種別、個人別管理資産の移換を行った年月日、移換した個人別管理資産額その他移換に関する事項 十二～十六（略） 2～6（略）	DC法第18条第1項の厚生労働省令で定める事項は、当該企業型記録関連運営管理機関等の行う記録関連業務に係る次に掲げる事項とする。 一～十一（略） 十一の二 DC法第54条の4第2項 又は中小企業退職金共済法第31条の3第1項の規定によりDB 又は退職金共済に個人別管理資産の移換を行ったことがあるときは、その制度の種別、個人別管理資産の移換を行った年月日、移換した個人別管理資産額その他移換に関する事項 十二～十六（略） <u>十七 第70条第5項の規定により通知された内容</u> 2～6（略）

（注）年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令
（令和3年厚生労働省令第159号）

<https://kanpou.npb.go.jp/old/20210927/20210927g00218/20210927g002180017f.html>

法令改正の概要（条文を一部整理加工）

該当法令	改正内容	
【参考】 DC規則 第30条 （赤字が改正部分）	通算加入者等期間に算入する期間	
	改正後	改正前
	（略） 2 DC令第24条第2項において準用する同条第1項の厚生労働省令で定める期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。ただし、当該期間のうち、DC法第33条第2項各号に掲げる期間の計算の基礎となる月に係るもの及びDC法第54条第2項、第54条の2第2項又は第74条の2第2項の規定により既にDC法第33条第1項（DC法第73条において準用する場合を含む。）の通算加入者等期間に算入されたものを除く。 一 （略） 二 積立金（DB法第59条に規定する積立金をいう。）の移換を受ける場合 同法第91条の19第2項の規定により企年連に移換されたDB脱退一時金相当額の算定の基礎となった期間、<u>同法第91条の20第1項の終了したDBの加入者期間又はDC法第54条の5第2項の規定により企年連に移換された個人別管理資産の算定の基礎となった期間</u>（前項又は前号に掲げる期間を除く。）	（略） 2 DC令第24条第2項において準用する同条第1項の厚生労働省令で定める期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。ただし、当該期間のうち、DC法第33条第2項各号に掲げる期間の計算の基礎となる月に係るもの及びDC法第54条第2項、第54条の2第2項又は第74条の2第2項の規定により既にDC法第33条第1項（DC法第73条において準用する場合を含む。）の通算加入者等期間に算入されたものを除く。 一 （略） 二 積立金（DB法第59条に規定する積立金をいう。）の移換を受ける場合 同法第91条の19第2項の規定により企年連に移換されたDB脱退一時金相当額の算定の基礎となった期間 又 <u>は</u>同法第91条の20第1項の終了したDBの加入者期間 （前項 又は前号に掲げる期間を除く。）

法令改正の概要（条文を一部整理加工）

該当法令	改正内容	
【参考】 DC規則 第30条の2 （赤字が改正部分）	脱退一時金相当額等又は個人別管理資産の移換に関する事項の説明義務	
	改正後	改正前
	（略） 2 DC令第25条第2項の規定により、事業主がその実施する企業型DCの加入者の資格を喪失した者又は当該企業型DCが終了した日において当該企業型DCの加入者であった者に個人別管理資産の移換に関する事項について説明するときは、次に掲げる事項を説明しなければならない。 一 DC法第54条の4第2項又は第54条の5第2項の規定により個人別管理資産を移換することができることその他個人別管理資産の移換に係る判断に資する必要な事項 二 （略） 3 （略）	（略） 2 DC令第25条第2項の規定により、事業主がその実施する企業型DCの加入者の資格を喪失した者又は当該企業型DCが終了した日において当該企業型DCの加入者であった者に個人別管理資産の移換に関する事項について説明するときは、次に掲げる事項を説明しなければならない。 一 DC法第54条の4第2項 の規定により個人別管理資産を移換することができることその他個人別管理資産の移換に係る判断に資する必要な事項 二 （略） 3 （略）

法令改正の概要（条文を一部整理加工）

該当法令	改正内容	
【参考】 DC規則 第31条の2 （赤字が改正部分）	DBの加入者となった者 <u>等</u> の個人別管理資産の移換の申出	
	改正後 DC法第54条の4第1項<u>又は第54条の5第1項</u>の規定による個人別管理資産の移換の申出があったときは、<u>次条第1項</u>の規定により当該申出を受けた企業型DCの企業型記録関連運営管理機関等は、当該企業型DCの企業型DC加入者であった者に係る次に掲げる事項（<u>DC法第54条の4第1項の規定による個人別管理資産の移換の申出にあっては、第5号に掲げる事項を除く。</u>）を記載した書類又はこれらの事項を記録した磁気ディスク等を、DBの事業主等（DB法第29条第1項に規定する事業主等をいう。）<u>又は企年連</u>に提出するものとする。 一～四（略） <u>五 当該企業型DCを実施している事業主又は実施していた事業主の名称</u>	改正前 DC法第54条の4第1項 の規定による個人別管理資産の移換の申出があったときは、<u>次条</u>の規定により当該申出を受けた企業型DCの企業型記録関連運営管理機関等は、当該企業型DCの企業型DC加入者であった者に係る次に掲げる事項 を記載した書類又はこれらの事項を記録した磁気ディスク等を、DBの事業主等（DB法第29条第1項に規定する事業主等をいう。） に提出するものとする。 一～四（略）

法令改正の概要（条文を一部整理加工）

該当法令	改正内容	
【参考】 DC規則 第31条の3 （赤字が改正部分）	DB、 <u>企年連</u> 又は退職金共済への個人別管理資産の移換に係る申出方法等	
	改正後 DC法第54条の4第1項の規定により企業型DCの企業型DC加入者であった者（当該企業型DCに個人別管理資産がある者に限る。）が企業型DCの資産管理機関に対し個人別管理資産の移換の申出を行う場合、<u>DC法第54条の5第1項の規定により企業型DCの企業型DC加入者であった者（当該企業型DCに個人別管理資産がある者に限り、企業型DC運用指図者（DC法第15条第1項第1号に掲げる者に限る。）を除く。）が企業型DCの資産管理機関に対し個人別管理資産の移換の申出を行う場合又はDC法第54条の6の規定により事業主が企業型DCの資産管理機関に対し個人別管理資産の移換の申出を行う場合には、企業型記録関連運営管理機関等を通じて行うものとする。</u> <u>2 DC令第26条の2の規定により資産管理機関が企年連に対して行う通知は、企業型記録関連運営管理機関等を経由して行うものとする。</u>	改正前 DC法第54条の4第1項の規定により企業型DCの企業型DC加入者であった者（当該企業型DCに個人別管理資産がある者に限る。）が企業型DCの資産管理機関に対し個人別管理資産の移換の申出を行う場合 又は<u>DC法第54条の5</u>の規定により事業主が企業型DCの資産管理機関に対し個人別管理資産の移換の申出を行う場合には、企業型記録関連運営管理機関等を通じて行うものとする。

法令改正の概要（条文を一部整理加工）

該当法令	改正内容	
承認認可通知 (別紙1) 3-10 規約承認(認可) 事項	終了制度加入者等(終了したDBの事業主等がその終了した日において老齢給付金の支給に関する義務を負っていた者に限る。以下同じ。)に係る措置(以下を追加)	
	・終了制度加入者等は、個人型DC加入者の資格を取得したときは、清算人に残余財産の国基連への移換を申し出ることができること。(DB法第82条の4)	
3-10 審査要領	・終了制度加入者等が、国基連への残余財産の移換の申出を行った場合には、当該移換を行うことができることを明記していること。 ・国基連が残余財産の移換を受けたときは、DB法第89条第6項の規定の適用については、当該残余財産は、当該終了制度加入者等に分配されたものとみなすこと。	
事務取扱準則 第2-1-(2)-① (赤字が改正部分)	企業型DCの資格喪失者は、次の場合に応じて、それぞれ次の選択肢を有すること。	
	改正後	改正前
	ア（略） イ（略） （ア）（略） （イ） 個人型DCに加入しない場合（DCの運用指図者である場合を除く。） 国基連への個人別管理資産の連合会移換（DC法第83条第1項の規定により個人別管理資産が国基連に移換されることをいう。後略） <u>上記ア及びイに掲げるもののほか、企業連の規約に個人別管理資産の移換を受ける旨の定めがあるときは、企業型DCの資格喪失者（障害給付金の受給権者以外の企業型DCの運用指図者を除く。）は申出を行うことにより企業連に個人別管理資産を移換することができること（移換申出期限について併せて説明すること。）。</u>	ア（略） イ（略） （ア）（略） （イ） 個人型DCに加入しない場合（DCの運用指図者である場合を除く。） 国基連への個人別管理資産の連合会移換（DC法第83条第1項の規定により個人別管理資産が国基連に移換されることをいう。後略）

(注) 通知「『確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について』等の一部改正について」(令和3年9月27日年企発0927第1号)

https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kinki/gyomu/bu_ka/nenkin/000203166.pdf

法令改正の概要（条文を一部整理加工）

該当法令	改正内容	
事務取扱準則 第2-1-(2)-② （赤字が改正部分）	通算加入者等期間から控除する期間	
	改正後	改正前
	DB又は企年連に個人別管理資産を移換する場合には、当該企業型DCの個人別管理資産に係る期間（当該個人別管理資産に厚年基金若しくはDB、企年連又は国基連から移換してきた資産を含む場合は当該資産に係る期間を含む。）は通算加入者等期間から控除されることとなること。ただし、企業型DC及び個人型DCに同時に加入する者であって、企業型DCの個人別管理資産のみDB又は企年連に移換する場合には、個人型DCの加入者期間に影響はないこと。	DBに個人別管理資産を移換する場合には、当該企業型DCの個人別管理資産に係る期間（当該個人別管理資産に厚年基金若しくはDB、企年連又は国基連から移換してきた資産を含む場合は当該資産に係る期間を含む。）は通算加入者等期間から控除されることとなること。ただし、企業型DC及び個人型DCに同時に加入する者であって、企業型DCの個人別管理資産のみDBに移換する場合には、個人型DCの加入者期間に影響はないこと。
企業年金制度と中退共間の移行に係る事務取扱準則 第3-3-(3)-① （赤字が改正部分）	個人型DC加入者の資格を取得する又はしている場合	
	改正後	改正前
	ア（略） イ 終了制度加入者等 国基連又は企年連への残余財産の移換及び残余財産分配金の受給又は事業主が企業型DCを実施している場合であって残余財産を企業型DCへ移換する旨を規約に定めている場合には、当該企業型DCへの残余財産の移換	ア（略） イ 終了制度加入者等 企年連への残余財産の移換及び残余財産分配金の受給又は事業主が企業型DCを実施している場合であって残余財産を企業型DCへ移換する旨を規約に定めている場合には、当該企業型DCへの残余財産の移換

- ・本資料は、明治安田生命保険相互会社団体年金サービス部団体年金設計グループが情報提供資料として作成したものです。本資料は、情報提供のみを目的として作成したものであり、保険の販売その他の取引の勧誘を目的としたものではありません。
- ・当社では、本資料の掲載内容について細心の注意を払っていますが、これによりその情報に関する信頼性、正確性、完全性などについて保証するものではありません。
- ・本資料の著作権は明治安田生命保険相互会社に属し、その目的を問わず無断で複製、転載および譲渡することはご遠慮ください。
- ・本資料は作成日時点の情報をもとに作成しており、法令変更、金融情勢の変化等により、本資料に記載された内容は予告なしに変更されることがあります。

明治安田生命保険相互会社 団体年金サービス部 団体年金設計グループ
TEL : 03 - 3590 - 4851